

国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (支給期間及び支給額) 第3条 } (略) 2 } (後 略)	(支給期間及び支給額) 第3条 } (同 左) 2 } 附 則 (令和7年12月総長裁定) この細則は、令和8年1月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

期間の区分	支給額
1年未満	<u>51,600円</u>
1年以上2年未満	<u>51,600円</u>
2年以上3年未満	<u>51,600円</u>
3年以上4年未満	<u>51,600円</u>
4年以上5年未満	<u>51,600円</u>
5年以上6年未満	<u>51,600円</u>
6年以上7年未満	<u>49,800円</u>
7年以上8年未満	<u>48,000円</u>
8年以上9年未満	<u>46,200円</u>
9年以上10年未満	<u>44,400円</u>
10年以上11年未満	<u>42,600円</u>
11年以上12年未満	<u>40,800円</u>
12年以上13年未満	<u>39,000円</u>
13年以上14年未満	<u>37,200円</u>
14年以上15年未満	<u>35,800円</u>
15年以上16年未満	<u>34,400円</u>
16年以上17年未満	<u>33,000円</u>
17年以上18年未満	<u>31,600円</u>
18年以上19年未満	<u>30,200円</u>
19年以上20年未満	<u>28,800円</u>
20年以上21年未満	<u>27,400円</u>
21年以上22年未満	<u>26,800円</u>
22年以上23年未満	<u>26,200円</u>
23年以上24年未満	<u>25,200円</u>
24年以上25年未満	<u>24,600円</u>
25年以上26年未満	<u>24,000円</u>
26年以上27年未満	<u>23,400円</u>
27年以上28年未満	<u>22,800円</u>
28年以上29年未満	<u>22,000円</u>
29年以上30年未満	<u>21,700円</u>
30年以上31年未満	<u>21,300円</u>
31年以上32年未満	<u>20,700円</u>
32年以上33年未満	<u>19,800円</u>
33年以上34年未満	<u>18,900円</u>
34年以上35年未満	<u>18,200円</u>

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第2条各号の教職員となった日以後の期間を示す。

別表 (第3条関係)

期間の区分	支給額
1年未満	<u>52,100円</u>
1年以上2年未満	<u>52,100円</u>
2年以上3年未満	<u>52,100円</u>
3年以上4年未満	<u>52,100円</u>
4年以上5年未満	<u>52,100円</u>
5年以上6年未満	<u>52,100円</u>
6年以上7年未満	<u>50,300円</u>
7年以上8年未満	<u>48,500円</u>
8年以上9年未満	<u>46,700円</u>
9年以上10年未満	<u>44,900円</u>
10年以上11年未満	<u>43,100円</u>
11年以上12年未満	<u>41,300円</u>
12年以上13年未満	<u>39,500円</u>
13年以上14年未満	<u>37,700円</u>
14年以上15年未満	<u>36,300円</u>
15年以上16年未満	<u>34,900円</u>
16年以上17年未満	<u>33,500円</u>
17年以上18年未満	<u>32,100円</u>
18年以上19年未満	<u>30,700円</u>
19年以上20年未満	<u>29,300円</u>
20年以上21年未満	<u>27,900円</u>
21年以上22年未満	<u>27,300円</u>
22年以上23年未満	<u>26,700円</u>
23年以上24年未満	<u>25,700円</u>
24年以上25年未満	<u>25,100円</u>
25年以上26年未満	<u>24,500円</u>
26年以上27年未満	<u>23,900円</u>
27年以上28年未満	<u>23,300円</u>
28年以上29年未満	<u>22,500円</u>
29年以上30年未満	<u>22,200円</u>
30年以上31年未満	<u>21,800円</u>
31年以上32年未満	<u>21,200円</u>
32年以上33年未満	<u>20,300円</u>
33年以上34年未満	<u>19,400円</u>
34年以上35年未満	<u>18,700円</u>

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第2条各号の教職員となった日以後の期間を示す。